

公益財団法人 野口研究所
野口遵研究助成金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人野口研究所 定款第4条第1項第3号に掲げる「化学工業に関する研究者の養成及び援助」事業を推進し、以って化学工業の振興に資することを目的として新設された、野口遵研究助成金制度（以下、「本助成金制度」という。）の円滑な運営と公正かつ厳正な助成金の採択研究テーマの選考を図るため、必要な事項を定めるものである。

(設立準備委員会)

第2条 本助成金制度の制度設計の目的で設立準備委員会を置く。

- 2 設立準備委員会は、理事長、常務理事、総務担当理事及び本助成金制度に賛同する維持会員会社の推薦する社員で構成する。
- 3 設立準備委員会は、本助成金制度について、選考委員の推薦、応募・申請要領、選考審査要領及びPR方法等、本助成金制度の制度設計を作成する。理事長は設立準備委員会が作成した制度設計を理事会に諮り決定する。

(選考委員会)

第3条 助成金の採択研究テーマの公平かつ適正な選考を図るため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は8名以上15名以内の選考委員をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員長及び委員は、理事長が学識経験者（評議員・理事を含む）から選任し常任理事会に諮り決定する。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の任務)

第4条 選考委員会は、第7条に定める採択研究テーマの選考を行う。

(選考委員への謝礼金等の支給)

第5条 前条に定める職務執行の対価として、選考委員には原則謝礼金を支給する。謝礼金の額は、理事長が常任理事会に諮り決定する。

- 2 選考委員がその職務の遂行に伴い発生した交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費については、遅滞なく支払うものとする。

(応募課題)

第6条 各年度の応募課題は、理事長が常任理事会に諮り決定する。

(選考)

第7条 採択研究テーマは選考委員会が選考し、常任理事会が決定する。

2 選考委員会は公正かつ厳正に、採択研究テーマの選考審査を行なわなければならない。

(助成金の申請資格)

第8条 助成金の申請資格は、国内の大学またはこれに準ずる研究機関に常勤する39歳以下の研究者とする。

(研究期間と助成金額等)

第9条 研究期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 第7条の規定により選考された採択研究テーマに対し、1件につき原則220万円の研究助成金を贈呈する。採択件数は10から15件を目処とする。

(助成金の使途)

第10条 助成金の使途は、研究を有効に推進し、成果をあげるための費用であれば、特に使途の制限は設けない。

(助成金の支払い方法)

第11条 助成金は、大学等研究者の所属機関へ奨学寄付金として支払うものとする。

(助成金の支払時期)

第12条 毎年3月に翌年度の助成金贈呈式を開催し、当該年度の4月に支払う。

2 研究者は助成金贈呈式において、採択研究テーマの研究内容について発表を行うものとする。

(研究計画の変更等)

第13条 研究者は助成金の贈呈を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(研究事業の成果等の報告)

第14条 研究者は、研究期間終了の年の12月末までに研究成果報告書を公益財団法人野口研究所 野口遵研究助成金事務局に提出しなければならない。

2 研究者は、前項の成果報告書提出後に開催される成果報告会で、研究の成果について発表しなければならない。

(成果報告の発表)

第15条 前条第1項の研究成果報告書の全部又は一部を、公益財団法人野口研究所時報に掲載する。

(事務局)

第 16 条 助成金の事務局は、総務部内に置く。

(雑 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、助成金に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は 2009 年 4 月 1 日から実施する。

この改訂は 2010 年 4 月 1 日から実施する。

この改訂は 2012 年 4 月 1 日から実施する。

この改訂は 2013 年 8 月 1 日から実施する。